

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

} 殿

消 防 庁 予 防 課 長

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件等の公布について(通知)

「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」(平成 2 1 年消防庁告示第 2 号。以下「2 号告示」という。)、
「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件の一部を改正する件」(平成 2 1 年消防庁告示第 3 号。以下「3 号告示」という。)、
「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」(平成 2 1 年消防庁告示第 4 号。以下「4 号告示」という。)、
「消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件」(平成 2 1 年消防庁告示第 5 号。以下「5 号告示」という。)、
「消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件の一部を改正する件」(平成 2 1 年消防庁告示第 6 号。以下「6 号告示」という。)
)及び「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」(平成 2 1 年消防庁告示第 7 号。以下「7 号告示」という。)
が、平成 2 1 年 2 月 2 6 日に公布されました。

今回の告示改正は、特定小規模施設用自動火災報知設備に係る点検の期間、基準及び点検票の様式、工事及び整備を行うことができる消防設備士の資格並びに点検を行うことができる消防設備士及び消防設備点検資格者等を定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正事項

- 1 特定小規模施設用自動火災報知設備の点検の期間について、それぞれ機器点検は 6 月、総合点検は 1 年とされたこと。(2 号告示関係)

- 2 特定小規模施設用自動火災報知設備の点検を行うことができる資格は、消防設備士については第4類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士とされ、消防設備点検資格者については第2種消防設備点検資格者とされたこと。（3号告示関係）
- 3 自動火災報知設備の点検基準及び点検票に無線式の自動火災報知設備に関する項目として、無線機能が追加されたこと。（4号告示関係）
- 4 特定小規模施設用自動火災報知設備の点検基準及び点検票が、別表第33及び別記様式第33として追加されたこと。（4号告示関係）
- 5 消防設備士でなければ行ってはならない消防用設備等の工事又は整備のうち、電源、水源及び配管の部分を除くことができる消防用設備等に類するものとして特定小規模施設用自動火災報知設備が追加されたこと。（5号告示関係）
- 6 消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類に特定小規模施設用自動火災報知設備を加え、工事を行うことができる資格が第4類甲種消防設備士と、整備を行うことができる資格が第4類乙種消防設備士とされたこと。（6号告示関係）
- 7 自動火災報知設備試験結果報告書の様式に無線式の自動火災報知設備の機能試験に関する項目として、無線設備の通信試験が追加されたこと。（7号告示関係）
- 8 特定小規模施設用自動火災報知設備試験結果報告書の様式が別記様式第35として追加されたこと。（7号告示関係）

第二 施行期日

今回の告示の改正は、公布の日（平成21年2月26日）から施行するものとされたこと。

第三 経過措置

4号告示及び7号告示による改正後の「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」及び「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」別記様式第11に規定する様式は、第二にかかわらず、平成21年8月31日までの間は、なお従来のもを用いることができるとされたこと。

○消防庁告示第二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第一項及び第四項の規定に基づき、消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月二十六日

消防庁長官 岡本 保

第三の表中「並びに共同住宅用非常警報設備及び共同住宅用連結送水管」を「、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管並びに特定小規模施設用自動火災報知設備」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第五項の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成十六年消防庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月二十六日

消防庁長官 岡本 保

第一号の表中「及び住戸用自動火災報知設備」を「住戸用自動火災報知設備及び特定小規模施設用自動火災報知設備」に改める。

第二号の表中「及び共同住宅用非常コンセント設備」を「共同住宅用非常コンセント設備及び特定小規模施設用自動火災報知設備」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第四号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二第一号及び第二号並びに第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月二十六日

消防庁長官 岡本 保

第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三 特定小規模施設用自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 別表第三十三及び別記様式第

三十三

別表第十一①(1)中「ものに限る」を「もの限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く」に改め、同表②(2)中「常時断線監視機能」を「無線式の自動火災報知設備のうち無線によって信号を送受信する部分及び常時断線監視機能」に改め、同表③(3)中「ものに限る」を「もの限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く」に改め、同表④(4)中「ベル回路」のトに「（無線式の自動火災報知設備のうち無線によって信号を送

受信する部分を除く。」を加え、同表1(8)の次に次のように加える。

(9) 無線機能（無線式の自動火災報知設備に限る。）

無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。

別表第三十二の次に次の一表を加える。

別表第33 特定小規模施設用自動火災報知設備の点検基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

- (1) 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）
 - ア 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
 - イ 表示
適正であること。
 - ウ 端子電圧（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）
規定値以上であること。
 - エ 切替装置（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）
常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
 - オ 充電装置（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）
変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分等がないこと。

オ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

カ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ク 継電器（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ケ 表示灯

正常に点灯すること。

コ 通話装置

受信機相互間及び発信機等との通話が明瞭に行なえること。

カ 結線接続（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

シ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

ス 附属装置

火災信号又は火災情報信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

セ 火災表示等（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）

(7) 蓄積式

蓄積機能及び火災表示が適正であること。

(イ) アナログ式

火災表示が適正であること。

(ウ) 二信号式

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であること。

(E) その他

火災表示が適正であること。

ソ 注意表示（アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）

適正であること。

タ 回路導通（無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち無線によって信号を送受信する部分及び常時断線監視機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）
試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通すること。

チ 設定表示温度等（アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）
感知器の設定表示温度等が適正であること。

ツ 感知器の作動等の表示（遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）

感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。

テ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(3) 感知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況

(ア) 未警戒部分

未警戒の部分がなないこと。

(イ) 感知区域

設定が適正であること。

(ウ) 適応性

設置場所に適応する感知器が設けられていること。

(エ) 機能障害

機能障害となるものがないこと。

ウ 熱感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係

るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。) 確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあつては、警戒区域の表示が適正であること。

エ 煙感知器 (自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。) 確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあつては、警戒区域の表示が適正であること。

オ 炎感知器 (自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。) 確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあつては、警戒区域の表示が適正であること。

カ 多信号感知器及び複合式感知器 (自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものを除く。)

その有する性能に応じて、ウ及びエに準じた事項に適合していること。

キ 感知器 (遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものに限る。) 感知器の作動が適正であること。なお、受信機が設けられる場合にあつては、警戒区域の表

示が適正であること。

(4) 発信機

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 押しボタン及び送受話器

押しボタン又は送受話器を操作した際、確実に作動すること。なお、確認灯のあるものにおいて、点灯すること。

オ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(5) 音響装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

ウ 音圧等

音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞きとれること。

エ 鳴動

鳴動方式どおり地区音響装置が鳴動すること。

(6) 蓄積機能（蓄積機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）

ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

イ アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備にあつては、アに準ずるほか、注意表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

(7) 二信号機能（二信号機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

(8) 自動試験機能（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けるものに限る。）

次の事項に係る異常が記録装置に記録されていないこと。

ア 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）

イ 受信機の火災表示

ウ 受信機の注意表示（アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）

エ 受信機及び中継器の制御機能及び電路

オ 感知器

カ 感知器回路及びベル回路（無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。）

(9) 連動機能（連動型警報機能付感知器により構成される特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けないものに限る。）
確実に連動していること。

(10) 無線機能（無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）

無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

- (1) 同時作動
機能が正常であること。
- (2) 煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）
感度が正常であること。
- (3) 地区音響装置の音圧
規定値以上であること。
- (4) 総合作動（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）
非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、注意表示（アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）及び音響装置の鳴動が正常であること。

別記様式第十一（その三）を次のように改める。

別記様式第11

自動火災報知設備（その3）

自動試験機能	予備電源・非常電源							
	受信機の火災表示							
	受信機の注意表示							
	受信機・中継器の制御機能・電路							
	感知器							
	感知器回路・ベル回路							
無線機能								
総 合 点 検								
同時作動								
※煙感知器等の感度								
地区音響装置の音圧								
※総合作動								
備考								
測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名
	加熱試験器				メーターリレー試験器			
	加煙試験器				炎感知器用作動試験器			
	外部試験器							
	煙感知器用感度試験器							
	減光フィルター							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
- 6 自動試験機能を有するものにあつては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
- 7 票中※の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。

別記様式第三十二の次に次の一様式を加える。

特定小規模施設用自動火災報知設備点検票						
名 称					防 火 管理者	㊟
所 在					立会者	㊟
点検種別	機 器 ・ 総 合	点検年月日	年 月 日	～	年 月 日	
点 検 者	資格 番号	点 検 者 所 属 会 社	社名 TEL			
	氏名 ㊟		住所			
製造者名						
型式名						
点 検 項 目		点 検 結 果			措 置 内 容	
		種別・容量等の内容	判定	不 良 内 容		
機 器 点 検						
予備電源(内蔵型) ・非常電源	外 形 示 示					
	※端子電圧	V				
	※切替装置					
	※充電装置					
	※結線接続					
受 信 機 ・ 中 継 器	周 囲 の 状 況					
	外 形 示 示					
	警戒区域の表示装置					
	電 圧 計		V			
	ス イ ッ チ 類					
	ヒ ュ ー ズ 類		A			
	※継電器					
	表 示 灯					
	通 話 装 置					
	※結線接続					
	接 地					
	附 属 装 置					
	※火災表示等	蓄積式				
		アナログ式				
		二信号式				
そ の 他						
※注 意 表 示						
回 路 導 通						
設 定 表 示 温 度 等						
感 知 器 作 動 等 の 表 示						
予 備 品 等						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
- 6 票中※印の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。

感 状 況	外 形					
	警 未 警 戒 部 分					
	戒 感 知 区 域					
	適 応 性					
知 器	機 能 障 害					
	※熱感知器 ス ポ ッ ト 型	差動 定温 (再) 熱アナログ				
	※煙感知器 ス ポ ッ ト 型	イオン 光電 アナログ				
	※炎 感 知 器	赤外線 紫外線				
	※多信号感知器・複合式感知器					
	遠隔試験機能を有する感知器					
	発 信 機	周 囲 の 状 況				
		外 形				
表 示						
押しボタン・送受話器						
表 示 灯						
音 響 装 置	外 形					
	取 付 状 態					
	音 圧 等					
	鳴 動 方 式	一斉 区分 相互 再鳴動				
※蓄 積 機 能						
※二 信 号 機 能						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
- 6 自動試験機能を有するものにあつては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
- 7 票中※印の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。

別記様式第33

特定小規模施設用自動火災報知設備(その3)

自動試験機能	予備電源・非常電源							
	受信機の火災表示							
	受信機の注意表示							
	受信機・中継器の制御機能・電路							
	感 知 器							
	感知器回路・ベル回路							
連 動 機 能								
無 線 機 能								
総 合 点 検								
同 時 作 動								
※煙感知器等の感度								
地区音響装置の音圧								
※総 合 作 動								
備 考								
測 定 機 器	機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名	機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名
	加熱試験器							
	加煙試験器							
	外部試験器							
	煙感知器用感度試験器							
	炎感知器用作動試験器							

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
 - 自動試験機能を有するものにあつては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
 - 票中※の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。

附 則

- 1 この告示は公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第十一に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十一年八月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

○ 消防用設備等の点検基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表
 消防用設備等の点検基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年消防庁告示第14号)

(傍線は改正部分)

新	旧
<p>別表第11 自動火災報知設備の点検基準</p> <p>1 機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>(1) 予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、<u>当該電池を非常電源としている場合を除く。</u>)</p> <p>ア~カ (略)</p> <p>(2) 受信機及び中継器</p> <p>ア~ソ (略)</p> <p>タ 回路導通(<u>無線式の自動火災報知設備のうち無線によって信号を送受信する部分及び常時断線監視機能を有する自動火災報知設備を除く。</u>)</p> <p>試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通すること。</p> <p>チ~テ (略)</p> <p>(3)~(7) (略)</p> <p>(8) 自動試験機能(自動試験機能を有する自動火災報知設備に限る。)</p> <p>次の事項に係る異常が記録装置に記録されていないこと。</p> <p>ア 予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限り、<u>電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。</u>)</p> <p>イ 受信機の火災表示</p>	<p>別表第11 自動火災報知設備の点検基準</p> <p>1 機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>(1) 予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限り、<u>_____。</u>)</p> <p>ア~カ (略)</p> <p>(2) 受信機及び中継器</p> <p>ア~ソ (略)</p> <p>タ 回路導通(<u>常時断線監視機能_____を有する自動火災報知設備を除く。</u>)</p> <p>試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通すること。</p> <p>チ~テ (略)</p> <p>(3)~(7) (略)</p> <p>(8) 自動試験機能(自動試験機能を有する自動火災報知設備に限る。)</p> <p>次の事項に係る異常が記録装置に記録されていないこと。</p> <p>ア 予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限り、<u>_____。</u>)</p> <p>イ 受信機の火災表示</p>

ウ 受信機の注意表示（アナログ式の自動火災報知設備に限る。）

エ 受信機及び中継器の制御機能及び電路

オ 感知器

カ 感知器回路及びベル回路（無線式の自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。）

(9) 無線機能（無線式の自動火災報知設備に限る。）

無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。

別表第33 特定小規模施設用自動火災報知設備の点検基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）

規定値以上であること。

エ 切替装置（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）

ウ 受信機の注意表示（アナログ式の自動火災報知設備に限る。）

エ 受信機及び中継器の制御機能及び電路

オ 感知器

カ 感知器回路及びベル回路

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分等がないこと。

オ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

カ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ク 継電器（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ケ 表示灯

正常に点灯すること。

コ 通話装置

受信機相互間及び発信機等との通話が明瞭に行なえること。

サ 結線接続(自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

シ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

ス 附属装置

火災信号又は火災情報信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

セ 火災表示等(自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)

(ア) 蓄積式

蓄積機能及び火災表示が適正であること。

(イ) アナログ式

火災表示が適正であること。

(ウ) 二信号式

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であること。

(エ) その他

火災表示が適正であること。

ソ 注意表示(アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

適正であること。

タ 回路導通(無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち無線によって信

号を送受信する部分及び常時断線監視機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)

試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通すること。

チ 設定表示温度等(アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。)

感知器の設定表示温度等が適正であること。

ツ 感知器の作動等の表示(遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。)

感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。

テ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(3) 感知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況

(ア) 未警戒部分

未警戒の部分がないこと。

(イ) 感知区域

設定が適正であること。

(ウ) 適応性

設置場所に適応する感知器が設けられていること。

(エ) 機能障害

機能障害となるものがないこと。

ウ 熱感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災

報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。)

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあっては、警戒区域の表示が適正であること。

エ 煙感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。)

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあっては、警戒区域の表示が適正であること。

オ 炎感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。)

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあっては、警戒区域の表示が適正であること。

カ 多信号感知器及び複合式感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものを除く。)

その有する性能に応じて、ウ及びエに準じた事項に適合していること。

キ 感知器(遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものに限る。)

感知器の作動が適正であること。なお、受信機が設けられる場合にあっては、警戒区域の表示が適正であること。

(4) 発信機

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 押しボタン及び送受話器

押しボタン又は送受話器を操作した際、確実に作動すること。なお、確認灯のあるものによっては、点灯すること。

オ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(5) 音響装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

ウ 音圧等

音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞きとれること。

エ 鳴動

鳴動方式どおり地区音響装置が鳴動すること。

(6) 蓄積機能（蓄積機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）

ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

イ アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備にあっては、アに準ずるほか、注意表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

(7) 二信号機能（二信号機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

(8) 自動試験機能（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けるものに限る。）

次の事項に係る異常が記録装置に記録されていないこと。

ア 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）

イ 受信機の火災表示

ウ 受信機の注意表示（アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）

エ 受信機及び中継器の制御機能及び電路

オ 感知器

カ 感知器回路及びベル回路（無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。）

(9) 連動機能（連動型警報機能付感知器により構成される特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けないものに限る。）

確実に連動していること。

(10) 無線機能（無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）

無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 同時作動

機能が正常であること。

- (2) 煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）

感度が正常であること。

- (3) 地区音響装置の音圧

規定値以上であること。

- (4) 総合作動（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）

非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、注意表示（アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）及び音響装置の鳴動が正常であること。

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表
 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）

改 正 後										現 行										
別記様式第11					自動火災報知設備（その3）					別記様式第11					自動火災報知設備（その3）					
自動試験機能	予備電源・非常電源									自動試験機能	予備電源・非常電源									
	受信機の火災表示										受信機の火災表示									
	受信機の注意表示										受信機の注意表示									
	受信機・中継器の制御機能・電路										受信機・中継器の制御機能・電路									
	感知器										感知器									
	感知器回路・ベル回路										感知器回路・ベル回路									
	無線機能										無線機能									
総 合 点 検										総 合 点 検										
同時作動										同時作動										
煙感知器等の感度										煙感知器等の感度										
地区音響装置の音圧										地区音響装置の音圧										
総合作動										総合作動										
備考										備考										
測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名				
	加熱試験器				メーターリレー試験器				メーターリレー試験器				メーターリレー試験器							
	加煙試験器				炎感知器用作動試験器				炎感知器用作動試験器				炎感知器用作動試験器							
	外部試験器																			
	煙感知器用感度試験器																			
	減光フィルター																			
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。										備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。										
2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。										2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。										
3 判定欄は、正常の場合は 印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。										3 判定欄は、正常の場合は 印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。										
4 選択肢のある欄は、該当事項に 印を付すこと。										4 選択肢のある欄は、該当事項に 印を付すこと。										
5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。										5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。										
6 自動試験機能を有するものにあつては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。										6 自動試験機能を有するものにあつては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。										
7 票中の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。										7 票中の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。										

〔新設〕

特定小規模施設用自動火災報知設備点検票

名称			防火管理者	印	
所在			立会者	印	
点検種別	機器・総合	点検年月日	年 月 日 ~ 年 月 日		
点検者	資格番号	点検者所属会社	社名	TEL	
	氏名		住所		
製造者名					
型式名					
点検項目		点検結果		措置内容	
		種別・容量等の内容	判定不良内容		
機 器 点 検					
予備電源(内蔵型・非常電源)	外形表示				
	端子電圧	V			
	切替装置				
	充電装置				
	結線接続				
受信機・中継器	周囲の状況				
	外形表示				
	警戒区域の表示装置				
	電圧計	V			
	スイッチ類				
	ヒューズ類	A			
	継電器				
	表示灯				
	通話装置				
	結線接続				
	接地				
	附属装置				
	火災表示等	蓄積式			
		アナログ式			
		二信号式			
その他					
注意表示					
回路導通					
設定表示温度等					
感知器作動等の表示					
予備品等					

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 判定欄は、正常の場合は 印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に 印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
 - 票中 印の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。

〔新設〕

感 状 況	外 形				
	警 戒	未 警 戒 部 分			
	感 状 況	感 知 区 域			
		適 応 性			
知 器	熱 感 知 器	ス ポ ッ ト 型	差動定温(再)熱アナログ		
		ス ポ ッ ト 型	イオン光電アナログ		
	炎 感 知 器	赤外線 紫外線			
	多信号感知器・複合式感知器				
	遠隔試験機能を有する感知器				
	周 囲 の 状 況				
	発 信 機	外 形			
表 示					
押しボタン・送受話器					
表 示 灯					
音 響 装 置	外 形				
	取 付 状 態				
	音 圧 等				
鳴 動 方 式	一斉区分相互再鳴動				
蓄 積 機 能					
二 信 号 機 能					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 3 判定欄は、正常の場合は 印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 4 選択肢のある欄は、該当事項に 印を付すこと。
 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
 6 自動試験機能を有するものにあつては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
 7 票中 印の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。

〔新設〕

自動試験機能	予備電源・非常電源							
	受信機の火災表示							
	受信機の注意表示							
	受信機・中継器の制御機能・電路							
	感知器							
	感知器回路・ベル回路							
連動機能								
無線機能								
総合点検								
同時作動								
煙感知器等の感度								
地区音響装置の音圧								
総合作動								
備考								
測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名
	加熱試験器							
	加煙試験器							
	外部試験器							
	煙感知器用感度試験器							
	炎感知器用作用試験器							

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 判定欄は、正常の場合は 印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に 印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
 - 自動試験機能を有するものにあつては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
 - 票中の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。

○消防庁告示第五号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件（平成十六年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月二十六日

消防庁長官 岡本 保

第二第一号中「(一)から(五)まで」を「(一)から(六)まで」に改め、同号に次のように加える。

(六) 特定小規模施設用自動火災報知設備

第三第一号中「(一)から(五)まで」を「(一)から(六)まで」に改め、同号に次のように加える。

(六) 特定小規模施設用自動火災報知設備

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の三第二項及び第四項の規定に基づき、消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件（平成十六年消防庁告示第十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月二十六日

消防庁長官 岡本 保

第二の表に次のように加える。

特定小規模施設用自動火災報知設備	第四類の甲種消防設備士
第三の表に次のように加える。	
特定小規模施設用自動火災報知設備	第四類の乙種消防設備士

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月二十六日

消防庁長官 岡本 保

第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 特定小規模施設用自動火災報知設備試験結果報告書 別記様式第三十五
別記様式第十一を次のように改める。

自動火災報知設備試験結果報告書											
試験実施日 年 月 日											
試験実施者											
住所											
氏名											
印											
用途	() 項 .										
延べ面積	m ²	階数	地上	階	地階	階					
受信機	蓄積式・二信号式・アナログ式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・その他 ()										
	P・GP型	級	回線数	/	R・GR型	自火報点数	点	その他点数	点	予備点数	点
	定格電圧	AC	V・DC		V						
	予備電源	NiCd・その他 ()				V		AH			
発信機	型	級	屋内型	個	屋外型	個					
	(無線式	型	級	屋内型	個	屋外型	個)				
中継機	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他 ()		回線	予備電源	有 (V AH)・無	設置台数	台				
	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他 ()		回線	予備電源	有 (V AH)・無	設置台数	台				
	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他 ()		回線	予備電源	有 (V AH)・無	設置台数	台				
	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他 ()		回線	予備電源	有 (V AH)・無	設置台数	台				
	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他 ()		回線	予備電源	有 (V AH)・無	設置台数	台				
感知器	機			種	自	遠	種	別	個	数	
	式			型 ()				種	個		
	式			型 ()				種	個		
	式			型 ()				種	個		
	式			型 ()				種	個		
	式			型 ()				種	個		
	式			型 ()				種	個		
	式			型 ()				種	個		
	式			型 ()				種	個		
	式			型 ()				種	個		
音響装置	種		別	種	類	電	圧	電	流	個	数
	主音響装置 (内蔵されているものを除く。)					DC	V		mA		個
	副音響装置 (内蔵されているものを除く。)					DC	V		mA		個
	地区音響装置					DC	V		mA		個
						DC	V		mA		個
	放送設備との連動			有 . 無							
	鳴動方式			一斉鳴動 . 区分鳴動							

試 験 項 目		種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果		
外	警戒区域	警 戒 区 域 の 設 定	————		
	受信機	設 置 場 所 等	設 置 場 所		
			周 囲 の 状 況 ・ 操 作 性	————	
			設 置 状 況	————	
		構 造 ・ 性 能		————	
		操 作 部		床面からの高さ m	
		予 備 品 等		————	
	中継器	設 置 場 所 等			
		構 造 ・ 性 能		————	
		予 備 品 等		————	
	電 源 (電池を除く。)	常 用 電 源		AC V	
		非 常 電 源 の 種 別		非常電源専用受電設備・蓄電池設備	
	観 試 験	感 知 器	警 戒 状 況 ・ 設 置 状 況 ・ 構 造 ・ 性 能	差 動 式 ス ポ ッ ト 型	————
				定 温 式 ス ポ ッ ト 型	————
				補 償 式 ス ポ ッ ト 型	————
熱 複 合 式 ス ポ ッ ト 型				————	
熱 ア ナ ロ グ 式 ス ポ ッ ト 型				————	
定 温 式 感 知 線 型				————	
差 動 式 分 布 型 (空 気 管 式)				————	
差 動 式 分 布 型 (熱 電 対 式)				————	
差 動 式 分 布 型 (熱 半 導 体 式)				————	
煙 感 知 器 (光 電 式 分 離 型 及 び ア ナ ロ グ 式 を 除 く 。)				————	
イ オ ン 化 ア ナ ロ グ 式 ス ポ ッ ト 型				————	
光 電 ア ナ ロ グ 式 ス ポ ッ ト 型				————	
熱 煙 複 合 式 ス ポ ッ ト 型		————			
光 電 式 分 離 型		————			
光 電 ア ナ ロ グ 式 分 離 型		————			
炎 感 知 器	道路の用に供される部分以外				
発 信 機	設 置 場 所 等		————		
	構 造 ・ 性 能		————		
表 示 灯	設 置 場 所 等		————		
	構 造		————		
地 区 音 響 装 置	設 置 場 所 等		————		
	構 造		————		

試 験 項 目			種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果	
機 能 試 験 備 考	配 線	共 通 線 試 験	_____		
		送 り 配 線 試 験	試 験 回 線 — 1	_____	
			試 験 回 線 — 2	_____	
	試 験 回 線 — 3		_____		
	無 線 設 備	通 信 試 験	_____		
	受	火 災 表 示 試 験	火 災 表 示 状 況	_____	
			保 持 機 能	_____	
			2 信 号 式 の 機 能	_____	
			蓄 積 式 の 機 能	_____	
		注 意 表 示 試 験	注 意 表 示 状 況	_____	
		設 定 表 示 温 度 試 験	設 定 表 示 温 度 等	_____	
	信	回 路 導 通 試 験	回 路 導 通 試 験	_____	
			同 時 作 動 試 験	常 用 電 源 使 用 時	_____
				予 備 電 源 使 用 時	_____
		感 知 器 作 動 試 験	自 動 試 験 機 能 を 有 す る も の	_____	
			遠 隔 試 験 機 能 を 有 す る も の	_____	
		予 備 電 源 試 験	電 源 自 動 切 替 機 能	_____	
	電 圧			V	
	機	非 常 電 源 試 験	電 源 自 動 切 替 機 能	_____	
		付 属 装 置 試 験	_____		
		相 互 作 動 試 験	相 互 通 話 状 況	_____	
	地 区 音 響 装 置 鳴 動 状 況		_____		
	中 継 器	設 定 表 示 温 度 試 験	設 定 表 示 温 度 等	_____	
		回 路 導 通 試 験	回 路 導 通 試 験	_____	
			予 備 電 源 試 験 (予 備 電 源 を 有 す る も の)	電 源 自 動 切 替 機 能	_____
			電 圧		V
	感 知 器		作 動 試 験	(その2)及び(その3)による	
作 動 継 続 試 験					
流 通 試 験					
接 点 水 高 試 験					
回 路 合 成 抵 抗 試 験					
発 信 機	作 動 試 験	_____			
	鳴 動 方 式 試 験	_____			
地 区 音 響 装 置	作 動 試 験	(その2)及び(その3)による			
備 考					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 非常電源（内蔵型以外のもの）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 4 蓄積式中継器の機能試験は、感知器の作動試験及び発信機の作動により確認するものとする。
- 5 複合式の感知器の試験は、それぞれの種別に応じて行うものとする。
- 6 総合操作盤が設けられているものにあつては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

別記様式第三十四の次に次の一様式を加える。

試 験 項 目			種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果	
機 能 試 験	配 線	共 通 線 試 験	_____		
		送 り 配 線 試 験	試 験 回 線 — 1	_____	
			試 験 回 線 — 2	_____	
	試 験 回 線 — 3		_____		
	無 線 設 備	通 信 試 験	_____		
	受	火 災 表 示 試 験	火 災 表 示 状 況	_____	
			保 持 機 能	_____	
			2 信 号 式 の 機 能	_____	
			蓄 積 式 の 機 能	_____	
	注 意 表 示 試 験	注 意 表 示 状 況	_____		
	設 定 表 示 温 度 試 験	設 定 表 示 温 度 等	_____		
	回 路 導 通 試 験	回 路 導 通 試 験	_____		
	信	同 時 作 動 試 験	常 用 電 源 使 用 時	_____	
			予 備 電 源 使 用 時	_____	
	感 知 器 作 動 試 験	自 動 試 験 機 能 を 有 す る も の	_____		
		遠 隔 試 験 機 能 を 有 す る も の	_____		
	機	予 備 電 源 試 験	電 源 自 動 切 替 機 能	_____	
			電 圧		V
	非 常 電 源 試 験	電 源 自 動 切 替 機 能	_____		
	付 属 装 置 試 験	付 属 装 置 試 験	_____		
相 互 作 動 試 験	相 互 通 話 状 況	_____			
	地 区 音 響 装 置 鳴 動 状 況	_____			
中 継 器	設 定 表 示 温 度 試 験	設 定 表 示 温 度 等	_____		
	回 路 導 通 試 験	回 路 導 通 試 験	_____		
	予 備 電 源 試 験 (予 備 電 源 を 有 す る も の)	電 源 自 動 切 替 機 能	_____		
		電 圧		V	
感 知 器	作 動 試 験	(その 2) による			
発 信 機	作 動 試 験	_____			
地 区 音 響 装 置	鳴 動 方 式 試 験	_____			
	作 動 試 験	(その 2) による			
備 考					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 3 非常電源（内蔵型以外のもの）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 4 蓄積式中継器の機能試験は、感知器の作動試験及び発信機の作動により確認するものとする。
 5 複合式の感知器の試験は、それぞれの種別に応じて行うものとする。

附 則

- 1 この告示は公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第十一に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十一年八月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表

消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第4号）

改正後										現行									
別記様式第11 (その1)										別記様式第11 (その1)									
自動火災報知設備試験結果報告書										自動火災報知設備試験結果報告書									
試験実施日 年 月 日										試験実施日 年 月 日									
試験実施者										試験実施者									
住所										住所									
氏名										氏名									
印										印									
用途 ()項										用途 ()項									
延べ面積 m ² 階数 地上 階 地階 階										延べ面積 m ² 階数 地上 階 地階 階									
受信機										受信機									
蓄積式・二信号式・アナログ式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・その他()										蓄積式・二信号式・アナログ式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・その他()									
P・GP型 級 回線数 / R・GR型 自火報点数 点・その他点数 点・予備点数 点										P・GP型 級 回線数 / R・GR型 自火報点数 点・その他点数 点・予備点数 点									
定格電圧 AC V・DC V										定格電圧 AC V・DC V									
予備電源 NiCd・その他() V AH										予備電源 NiCd・その他() V AH									
発信機										発信機									
型 級 屋内型 個 屋外型 個 (無線式 型 級 屋内型 個 屋外型 個)										型 級 屋内型 個 屋外型 個									
中継機										中継機									
アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他() 回線 予備電源 有(V AH)・無 設置台数 台										アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・他() 回線 予備電源 有(V AH)・無 設置台数 台									
アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他() 回線 予備電源 有(V AH)・無 設置台数 台										アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・他() 回線 予備電源 有(V AH)・無 設置台数 台									
アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他() 回線 予備電源 有(V AH)・無 設置台数 台										アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・他() 回線 予備電源 有(V AH)・無 設置台数 台									
アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他() 回線 予備電源 有(V AH)・無 設置台数 台										アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・他() 回線 予備電源 有(V AH)・無 設置台数 台									
アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他() 回線 予備電源 有(V AH)・無 設置台数 台										アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・他() 回線 予備電源 有(V AH)・無 設置台数 台									
感知器										感知器									
機 種 自 遠 種 別 個 数										機 種 自 遠 種 別 個 数									
式 型() 種 個										式 型() 種 個									
式 型() 種 個										式 型() 種 個									
式 型() 種 個										式 型() 種 個									
式 型() 種 個										式 型() 種 個									
式 型() 種 個										式 型() 種 個									
式 型() 種 個										式 型() 種 個									
式 型() 種 個										式 型() 種 個									
式 型() 種 個										式 型() 種 個									
式 型() 種 個										式 型() 種 個									
音響装置										音響装置									
種 別 種 類 電 圧 電 流 個 数										種 別 種 類 電 圧 電 流 個 数									
主音響装置(内蔵されているものを除く。)										主音響装置(内蔵されているものを除く。)									
副音響装置(内蔵されているものを除く。)										副音響装置(内蔵されているものを除く。)									
地区音響装置										地区音響装置									
放送設備との連動 有・無										放送設備との連動 有・無									
鳴動方式 一斉鳴動・区分鳴動										鳴動方式 一斉鳴動・区分鳴動									

自動火災報知設備

試験項目		種別・容量等の内容	結果	
外	警戒区域	警戒区域の設定		
	受信機	設置場所等	設置場所 周囲の状況・操作性	
		設置状況		
		構造・性能		
		操作部	床面からの高さ m	
		予備品等		
	中継器	設置場所等		
		構造・性能		
		予備品等		
	電源	常用電源	AC V	
		(電池を除く。) 非常電源の種類	非常電源専用受電設備・蓄電池設備	
	観	感	差動式スポット型	
			定温式スポット型	
			補償式スポット型	
			熱複合式スポット型	
熱アナログ式スポット型				
定温式感知線型				
知			差動式分布型(空気管式)	
			差動式分布型(熱電対式)	
			差動式分布型(熱半導体式)	
			煙感知器(光電式分離型及びアナログ式を除く。)	
			イオン化アナログ式スポット型	
			光電アナログ式スポット型	
器	熱煙複合式スポット型			
	光電式分離型			
	光電アナログ式分離型			
	炎感知器	道路の用に供される部分以外		
発信機	設置場所等			
	構造・性能			
表示灯	設置場所等			
	構造			
地区音響装置	設置場所等			
	構造			

自動火災報知設備

試験項目		種別・容量等の内容	結果	
外	警戒区域	警戒区域の設定		
	受信機	設置場所等	設置場所 周囲の状況・操作性	
		設置状況		
		構造・性能		
		操作部	床面からの高さ m	
		予備品等		
	中継器	設置場所等		
		構造・性能		
		予備品等		
	電源	常用電源	AC V	
		非常電源の種類	非常電源専用受電設備・蓄電池設備	
	観	感	差動式スポット型	
			定温式スポット型	
			補償式スポット型	
			熱複合式スポット型	
熱アナログ式スポット型				
定温式感知線型				
知			差動式分布型(空気管式)	
			差動式分布型(熱電対式)	
			差動式分布型(熱半導体式)	
			煙感知器(光電式分離型及びアナログ式を除く。)	
			イオン化アナログ式スポット型	
			光電アナログ式スポット型	
器	熱煙複合式スポット型			
	光電式分離型			
	光電アナログ式分離型			
	炎感知器	道路の用に供される部分以外		
発信機	設置場所等			
	構造・性能			
表示灯	設置場所等			
	構造			
地区音響装置	設置場所等			
	構造			

自動火災報知設備

試 験 項 目		種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果
配 線	共通線試験		
	送り配線試験	試験回線 1	
		試験回線 2	
	試験回線 3		
無線設備	通信試験		
機 受	火災表示試験	火災表示状況	
		保持機能	
		2信号式の機能	
		蓄積式の機能	
注意表示試験	注意表示状況		
設定表示温度試験	設定表示温度等		
回路導通試験			
機 信	同時作動試験	常用電源使用時	
		予備電源使用時	
	感知器作動試験	自動試験機能を有するもの	
		遠隔試験機能を有するもの	
予備電源試験	電源自動切替機能		
非常電源試験	電源自動切替機能	V	
付属装置試験			
機 相	相互作動試験	相互通話状況	
		地区音響装置鳴動状況	
中 繼 器	設定表示温度試験	設定表示温度等	
	回路導通試験		
	予備電源試験 (予備電源を有するもの)	電源自動切替機能	
電 圧		V	
機 感 知 器	感知器	作動試験	(その2)及び(その3)による
		作動継続試験	
		流通試験	
		接点水高試験	
		回路合成抵抗試験	
発信機	作動試験		
機 地 区 音 響 装 置	地区音響装置	鳴動方式試験	
		作動試験	(その2)及び(その3)による
備考			

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を 印で囲むこと。
 3 非常電源（内蔵型以外のもの）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 4 蓄積式中継器の機能試験は、感知器の作動試験及び発信機の作動により確認するものとする。
 5 複合式の感知器の試験は、それぞれの種別に応じて行うものとする。
 6 総合操作盤が設けられているものにおいては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

自動火災報知設備

試 験 項 目		種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果
配 線	共通線試験		
	送り配線試験	試験回線 1	
		試験回線 2	
	試験回線 3		
機 受	火災表示試験	火災表示状況	
		保持機能	
		2信号式の機能	
		蓄積式の機能	
注意表示試験	注意表示状況		
設定表示温度試験	設定表示温度等		
回路導通試験			
機 信	同時作動試験	常用電源使用時	
		予備電源使用時	
	感知器作動試験	自動試験機能を有するもの	
		遠隔試験機能を有するもの	
予備電源試験	電源自動切替機能		
非常電源試験	電源自動切替機能	V	
付属装置試験			
機 相	相互作動試験	相互通話状況	
		地区音響装置鳴動状況	
中 繼 器	設定表示温度試験	設定表示温度等	
	回路導通試験		
	予備電源試験 (予備電源を有するもの)	電源自動切替機能	
電 圧		V	
機 感 知 器	感知器	作動試験	(その2) (その3) 及び (その4) による
		作動継続試験	
		流通試験	
		接点水高試験	
		回路合成抵抗試験	
発信機	作動試験		
機 地 区 音 響 装 置	地区音響装置	鳴動方式試験	
		作動試験	(その2) (その3) 及び (その4) による
備考			

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を 印で囲むこと。
 3 非常電源（内蔵型以外のもの）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 4 蓄積式中継器の機能試験は、感知器の作動試験及び発信機の作動により確認するものとする。
 5 複合式の感知器の試験は、それぞれの種別に応じて行うものとする。
 6 操作盤が設けられているものにおいては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

特定小規模施設用自動火災報知設備試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者

住所

氏名

印

用途	()項 .				
延べ面積	m ²	階数	地上 階 地階 階		
受信機	蓄積式・二信号式・アナログ式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・その他()				
	P・GP型	級	回線数	/	R・GR型 自火報点数 点・その他点数 点・予備点数 点
	定格電圧	A C		V ・ D C V	
	予備電源	N i C d ・その他()		V A H	
発信機	型 級 屋内型 個 屋外型 個				
	(無線式 型 級 屋内型 個 屋外型 個)				
中継機	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他()	回線	予備電源	有(V A H)・無	設置台数 台
	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他()	回線	予備電源	有(V A H)・無	設置台数 台
	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他()	回線	予備電源	有(V A H)・無	設置台数 台
	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他()	回線	予備電源	有(V A H)・無	設置台数 台
	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他()	回線	予備電源	有(V A H)・無	設置台数 台
感知器	機 種	自	遠	種 別	個 数
	式 型()			種	個
	式 型()			種	個
	式 型()			種	個
	式 型()			種	個
	式 型()			種	個
	式 型()			種	個
	式 型()			種	個
	式 型()			種	個
	式 型()			種	個
音響装置	種 別	種 類	電 圧	電 流	個 数
	主音響装置(内蔵されているものを除く。)		D C V	m A	個
	副音響装置(内蔵されているものを除く。)		D C V	m A	個
	地 区 音 響 装 置		D C V	m A	個
			D C V	m A	個
	放送設備との連動	有 ・ 無			
鳴動方式	一斉鳴動 ・ 区分鳴動				

〔新設〕

特定小規模施設用自動火災報知設備

試 験 項 目		種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果	
外	警戒区域	警 戒 区 域 の 設 定		
	受信機	設 置 場 所 等	設 置 場 所	
			周 囲 の 状 況 ・ 操 作 性	
			設 置 状 況	
		構 造 ・ 性 能		
		操 作 部		床面からの高さ m
	予 備 品 等			
	中継器	設 置 場 所 等		
		構 造 ・ 性 能		
		予 備 品 等		
電 源 (電池を除く。)	常 用 電 源		A C V	
	非 常 電 源 の 種 別		非常電源専用受電設備・蓄電池設備	
観 知 器 験	警 戒 状 況 ・ 設 置 状 況 ・ 構 造 ・ 性 能	差 動 式 ス ポ ッ ト 型		
		定 温 式 ス ポ ッ ト 型		
		補 償 式 ス ポ ッ ト 型		
		熱 複 合 式 ス ポ ッ ト 型		
		熱 ア ナ ロ グ 式 ス ポ ッ ト 型		
		煙 感 知 器 (ア ナ ロ グ 式 を 除 く 。)		
		イ オ ン 化 ア ナ ロ グ 式 ス ポ ッ ト 型		
		光 電 ア ナ ロ グ 式 ス ポ ッ ト 型		
		熱 煙 複 合 式 ス ポ ッ ト 型		
		炎 感 知 器		
発 信 機	設 置 場 所 等			
	構 造 ・ 性 能			
表 示 灯	設 置 場 所 等			
	構 造			
地 区 音 響 装 置	設 置 場 所 等			
	構 造			

〔新設〕

特定小規模施設用自動火災報知設備

試験項目		種別・容量等の内容	結果	
機能試験	配線試験	共通線試験		
		送り配線試験	試験回線 1	
		試験回線 2		
		試験回線 3		
	無線設備	通信試験		
	受検	火災表示試験	火災表示状況	
			保持機能	
			2信号式の機能	
			蓄積式の機能	
		注意表示試験	注意表示状況	
		設定表示温度試験	設定表示温度等	
	通信	回路導通試験		
		同時作動試験	常用電源使用時	
		予備電源使用時		
機器	感知器作動試験	自動試験機能を有するもの		
		遠隔試験機能を有するもの		
	予備電源試験	電源自動切替機能		
		電圧	√	
	非常電源試験	電源自動切替機能		
	付属装置試験			
中継器	相互作動試験	相互通話状況		
		地区音響装置鳴動状況		
	設定表示温度試験	設定表示温度等		
	回路導通試験			
	予備電源試験(予備電源を有するもの)	電源自動切替機能		
		電圧	√	
	感知器	作動試験	(その2)による	
発信機	作動試験			
備考	地区音響装置	鳴動方式試験		
		作動試験	(その2)による	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を「」印で囲むこと。
 3 非常電源(内蔵型以外のもの)及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 4 蓄積式中継器の機能試験は、感知器の作動試験及び発信機の作動により確認するものとする。
 5 複合式の感知器の試験は、それぞれの種別に応じて行うものとする。

〔新設〕

